

清末における城鎮郷自治と自治區設定問題

——江蘇蘇屬地方自治籌辦處の管轄地域を中心に——

佐藤 仁 史

序 論

一 『城鎮郷地方自治章程』にみる城區と郷區

二 城區の設定をめぐる城郷對立

三 郷區の設定問題と地域意識

結 論

序 論

清末、西洋列強という外力に直面したことによって、「中國」に對する意識が人々にもたらされることとなった。それは必然的に領土という空間的な廣がりや境界認識をもたらしものであり、清末以降における國家建設の過程とは内と外との境界を畫定する過程でもあったといえる。⁽¹⁾ 地域社會に目を向けると、清末新政の諸政策の實施に際しては、學區の設定、商會の設置、警察の管轄範圍の設定、自治區の設定が行われており、地域社會は國家を構成するユニットとして「領域化」される側面を有していた。⁽²⁾ 本稿では、地方自治制の施行・推進による地域社會の「領域化」によって顯在化した地域對立の様態や、「領域化」によって創出された地域意識について分析する。⁽³⁾

地方自治制と地方エリート層との關係については階層保持のために自治制度を取り組む郷紳層の存在が夙に指摘され、⁽⁴⁾近年では自治制導入と運営の實態について専ら制度史からの解明が進められている。制度傳播の視點から地方自治制の導入について分析を行ったのが黃東蘭である。氏は、明治日本から導入された制度が清朝下においてどのように變容したのかという視點から、地方自治制の内容と運営の實態を精緻に検討している。⁽⁵⁾しかし、二國間の對照に重點が置かれているため、清朝における地方自治に影響を與えた内なる要素については必ずしも十分に明示されていない部分があるように思われる。清末に顯在化した地域對立において、それぞれの主張の根據となったのは「固有の境界」「固有の習慣」の存在すなわち、清末地方自治制導入以前における「地方公事」の如き自治的慣行の存在であり、清末地方自治に影響を與えた内なる要素を考える上で不可缺である。

この點については、明末以降、人口の増加、商業化や都市化の進展といった社會變化が顯著になったにもかかわらず、固定的な清朝の行・財政システムでは對應しきれなかった行政サービス需要の増大に對して、地域エリート層による行政機構によつて補われたことが夙に指摘されている。例えば、四川省において紳糧によつて擔われた公局や、⁽⁶⁾清代後期の江南において大鎮レヴェルにまで事業網が張り巡らされていた地方エリートによる善堂事業などがその顯著な事例であろう。⁽⁷⁾これらの機關は純粹な民辦ではなく、税金からの支援を必要とする官治と民治との協業という性格を有していたが、清末新政の諸政策によつて地方が「制度化」されていく中で、自治の領域と官治の領域との境界が變化したことも地域社會内部における對立を惹起する原因となった。⁽⁸⁾

地方自治制の導入に伴つて發生した官民關係や地方政治構造の變容については、田中比呂志の著作において検討されている。そこでは、從來インフォーマルな形で地方公事を擔つてきた地方エリートが清末に議會をはじめとするフォーマルな政治舞臺へと進出したことが、知縣や胥吏などの既得權益層との對立を惹起しつつ、行政機構の末端を地方エリートによる自治の側に取り込む形で地方政治を再編することに繋がったと指摘されている。⁽⁹⁾しかし、地方自治制により政治シス

テムにおいて初めて正式に位置づけられた城鎮郷レヴェルの行政區が地域社會にもたらした意味についてはなお検討の餘地が残されているよう。

以上の問題意識を受け、本稿では具體的に次の二點に着目して地方自治制が地域社會にもたらした影響について考察する。第一は、清末地方自治制により政治システムにおいて初めて正式に位置づけられた城鎮郷レヴェルの行政區を分析する點である。第二は、縣の下において並列の關係であるべき城自治區と鄉自治區との間に存在する不均衡關係に對する注目である。自治區の設定に際しては、自治區の設定は民間の慣習が有した「固有の境界」が根據とされ、鄉自治區について言えば、善舉や團練など各種の地方公事の管轄範圍が參照されて設定された。⁽¹⁰⁾しかし、從來の政治システムにおいて縣城は優位性を有しており、自治區設定に影響力を有したことが不均衡關係の一因である。したがって、自治區設定をめぐる紛争の中では「固有の境界」をどのように解釋するのが争點となったが、何が根據とされたのかを雙方の當事者それぞれの立場から考える必要がある。以上の二點を念頭に置きつつ、自治區設定において發生した紛争の内容を検討し、城鎮郷レヴェルの地域社會の領域化がいかなる問題をはらんでいたのか、領域化によっていかなる地域意識が形成されるに至ったのかを考察するのが本稿の主要な目的である。

以下、一では、清末城鎮郷地方自治章程の内容が有する特徴を、城自治區と鄉自治區との違いを中心として検討する。二では、江蘇布政司管轄地域に設けられた江蘇蘇屬地方自治籌辦處（以下、「自治籌辦處」）の管轄した州縣廳における城自治區設定問題を概観した上で、自治籌辦處の管轄下にあった常州府武進縣・陽湖縣（以下特に注記しない限り「武陽」と呼稱する）の事例を中心に、近隣地區の事例を對比させつつ城自治區の設定をめぐる發生した地域對立の構圖について検討する。三では、鄉自治區の設定をめぐる經緯と言説を通して、地方自治制の實施に伴って創出された地域意識の一端について考察する。

一 『城鎮鄉地方自治章程』にみる城區と鄉區

清末の地方自治制においては、議事機關として、省における諮議局、州・縣・廳における議事會、城・鎮・鄉における議事會が設置され、このうち、最基層單位である城・鎮・鄉自治區においては執行機關として董事會（城區・鎮區）と鄉董が設置されている。⁽¹¹⁾ 王樹槐による整理に據りつつ地方自治の進展状況について確認しておこう。縣級以下における地方自治制の導入は、自治籌備機構や自治研究所の設立、戸口調査が行われた後、城鎮鄉レヴェルから自治公所の設立が開始された。城廂自治公所は概ね宣統二年一月から二月にかけて成立したが、武陽においては問題が発生したため成立が遅れたという。江蘇布政司管轄地域の住民は鎮鄉自治に對しても積極的であり、宣統三年初の段階において實施時期の前倒しを請求した鄉は七〇處あまりにのぼり、辛亥革命前には四二〇あまりの鎮・鄉自治區のうち三二〇區において自治機構が成立していた。また、縣レヴェルにおいても江蘇布政司管轄地域では同様の傾向が見いだし、江寧布政司管轄地域の州縣と對照的であった。⁽¹²⁾

自治導入をめぐる紛争の實態について具體的に見る前に、まず自治章程の内容を検討してみよう。縣以下の地方自治についての法規は縣レヴェルにおいては『府廳州縣地方自治章程』及び『府廳州縣地方自治選舉章程』が、城鎮鄉レヴェルにおいては、『城鎮鄉地方自治章程』及び『城鎮鄉地方自治選舉章程』が制定された。⁽¹³⁾

主に日本から持ち込まれた地方自治制の制度變容を精緻に検討したのが黃東蘭である。黃は、縣自治について天津縣の自治章程を検討し、それが日本の府縣制を參照して制定されたため官治としての性格が濃厚になるに至ったこと、一方で、清末中國の自治においては官治の不足を補うことが期待され、教育、實業、水利、衛生などの業務に關する職務範圍が議會に與えられたという變容の特質を明らかにしている。⁽¹⁴⁾ 同様の制度變容は『城鎮鄉地方自治章程』においてもみられ、日本の市制、町村制を參照した『城鎮鄉地方自治章程』においても、官治と自治とが實質的に一體化し、中央集權的な行政

體制の末端機構であつた日本の地方自治制度に對して、清朝の制度は官治が完遂しえない様々な自治業務を遂行する「官治の補足」であつた點に特徴が見いだせると指摘している。⁽¹⁵⁾

官治と自治との關係に着目して二國間の相違點を明晰に示した黃東蘭の議論は多くの示唆に富むが、なお検討の餘地も残されている。清朝における地方自治に影響を與えた内なる要素、すなわち、清末に設定された自治區である城區が地方自治制や地方政治において有した影響について必ずしも明示されていないように思われるからである。城鎮鄉自治區は制度上では縣の下位としてあくまでも同等の自治體であるが、實際には對等に扱われていたのではなく、縣城の所在地である城區と鄉村部に設定された鄉區（鄉區と鎮區の違いは人口によって決められていたために、特に注記しない限り以下では鎮區も鄉區と同様に扱う）との間には、自治事務の實行に際して様々な矛盾や對立が発生した。⁽¹⁶⁾ この背景には、從來の統治構造において城區のエリートが縣行政に有していた私的な影響力のあり方と、かかる經路ではなく新たに開放された政治空間に進出して自己主張をする鄉區エリートとの利害對立という構圖が存在していたのである。⁽¹⁷⁾

それでは、次章以降において扱う自治區設定をめぐる紛争の背景を明確にするために、『城鎮鄉地方自治章程』のうち、自治區の設定に關する部分をみてみる。先ず、自治區の設定について、第一章第二節「城鎮鄉區域」では次のように定められている。⁽¹⁸⁾

第二條 府・廳・州・縣の城廂地方を城とし、その他の市鎮や村庄屯などの各地方については、人口五萬人以上の地方を鎮とし、人口五萬人未満の地方は鄉とする。

第三條 城・鎮・鄉の區域はそれぞれその地方が有する固有の境界を基準とする。

もし境界が不明であり、分割や合併をしなければならない場合、管轄地方官が慎重に區分し、總督・巡撫に裁定を申請しなければならない。その後、城・鎮・鄉の區域に變更を行うべき點や互いに争議が起こった場合には、當該の城・鎮・鄉議事會が草案を作成し、府廳州縣議事會に引き渡して議決する。

自治區の境界を畫定する原則が極めて簡潔に記されているのみであり、實際の運用に當たつて幾つかの問題が発生したであらうことが容易に想像されよう。先ず、城區の設定について「城廂地方を城とする」とあるが、「廂」の解釋、すなわち城郭外のどこまでを城區とするのが問題となる。城壁と接している郷自治區との間で利害が衝突することになる。その際設定の根據となるのが「固有の境界」の存在であるが、如何なる慣習を持ち出すかによつて異なる解釋が成り立ちうる。

慣例として住民に認知されてきた「固有の境界」の解釋に影響を與える現實的利害にかかわる要素として、先ず議事會議員の定數とその權限が先ず擧げられる。第二章第一節「員額及任期」においては城・鎮議事會は二〇名を定數として五千人ごとに一人ずつ増員されるものとされ、郷議事會の場合は人口に應じて六名から一八名までを範圍とすると定められた。自治區の擴大は議員勢力の擴大を企圖する狀況があつたことが考えられよう。

自治範圍としてあげられた諸業務の實行を支える自治經費については「第五章自治財政」において、一、當該地方の公款公產、二、當該地方の公益捐、三、自治規約に照らして科した罰金と規定されていた。自治財政に關する諸項目から明白なのは、自治區の財力が公益捐負擔者の居住する市鎮や市街部の規模に依存するという點である。公款公產には善堂を始めとする善舉や地方公事に用いられていた不動産や公金から成り立っていたが、これらを管理・運用する紳董が居住する市鎮や市街部と深く關連していることは公益捐と同様である。⁽¹⁹⁾城・鎮・郷議事會は學務や衛生、公共事業、善舉など自治範圍に關わる審議權を有したため、自治區の設定方法によつて動員しうる經費や人材に大きな差異が存在したことが、「固有の境界」という規定の適用を一筋縄ではいかないものとしたのである。

ところで、自治區設定に際しては多くの問題が発生したらしく、自治籌辦處は四條からなる「區域標準辦法」を傳達して問題に對應している。⁽²⁰⁾

(甲) 城の區域は城廂を基準とする。廂の境界が定まっていないものは市街の隣接地を境界とし、區や圖の境界にはこ

だわらない。ただし、間に半里以上の間隔がある市街については隣接地とみなしてはならない。

(乙) 鎮・郷の區域は、舊時の某鎮・某郷が管轄した都・圖を基準とする（その他鎮・郷と同等の名稱を有するものについても、鎮・郷に倣って處理する）

(丙) 鎮・郷が有する固有の區域が、五〇方里に満たないものは合併を行うべきであり、三百方里を超えるものは分割を行うべきである。

(丁) 一つの市街が二つの以上の鎮・郷にまたがる場合、同一州・廳・縣内に在るものは小が大に合併されるべきものとする。

「區域標準辦法」の内容は一見自治章程を補足し、相互の齟齬がないかのようにみえるが、實際の運用に際して「固有の境界」の解釋との間に必ずしも整合性を保てない場合があったことが、自治區設定問題を複雑なものにした。

二 城區の設定をめぐる城郷對立

(一) 『江蘇自治公報』にみる城區設定をめぐる問題

自治籌辦處管轄下における自治の進展狀況は、『江蘇自治公報』に掲載された批牘類と文牘類によって州縣廳毎の狀況を追跡することが可能である。⁽²¹⁾ そのうち、城自治區設定問題について纏めたのが表一である。江蘇省における清末新政の導入過程に關する王樹槐の概括に據れば、蘇屬の城鎮郷地方自治は極めて順調に實行された。唯一順調に導入が進行しなかった地域として武陽が取り上げられている。⁽²²⁾ 『江蘇自治公報』の關連批文からもおもね城自治の成立が順調であったことが伺える。各州縣廳からの報告は宣統元年八月から一二月に集中しており、翌年一月から二月にかけて正式に城廂自治公所が成立している（表一）。

表一 城區設定をめぐる問題

	掲載號	発行時期	地域	問題點の内容	備考
13	第六期	元年 九月下旬	太平廳	城郭が存在しないが、どのように城鎮郷自治を実施するかについて紳董と共同して計畫案配せよ。	四區に分けた領域のうち、一區と二區を城區に設定（第四九期）。
12	第六期	元年 九月下旬	溧陽	城郭が存在しないが、どのように城鎮郷自治を実施するかについて紳董と共同して計畫案配せよ。	
11	第六期	元年 九月下旬	常昭（常熟・昭文）	城廂區が九八圖もの多きを占め、城郭の面積の四・五倍もの廣さになっており、固有の廂界とは決して言えない點	梅里、廟前、王市など周邊郷區に含まれるべき圖が廂とみなされて城區に編入されていたことが自治籌辦處から問題視された（第二八期、第二九期）。
10	第六期	元年 九月下旬	寶山	（城廂自治について選舉調査事務所を設立しており、申請通り許可する。）	
9	第六期	元年 九月下旬	金山	金山縣には城郭がないが、城廂とは府州廳縣治の所在地が基準である。金山衛は郷・鎮區とみなしてよい。	金山衛については「20」参照。
8	第六期	元年 九月下旬	靖江	（城區は中州團を境界としており不明な點がない。）	
7	第六期	元年 九月下旬	嘉定	城廂區自治に先立つて郷區自治を実施することは認めるが、城廂、城西、という呼稱を用いてはならない。また、嚴家橋や六里橋の東半廠との合併による自治區設定は認めない。	嘉定縣における自治區設定問題は民國期にはいり、政黨對立へと發展した。
6	第三期	元年 八月下旬	江陰	城廂區内に多くの村落が含まれており、城區の定義が極めて曖昧である點	方志や官印の押された舊圖の裏附けが取れば認可できるとの批（第六期）。
5	第三期	元年 八月下旬	丹徒	（城廂區の境界は巡警の管轄區域を基準としており認可できる。）	
4	第三期	元年 八月下旬	和・吳	（城廂區の境界は明晰であり、七つある巡警區に適合している。）	
3	第三期	元年 八月下旬	崑新（崑山・新陽）	（章程に適合しており、自治を進行してもよい。）	
2	第三期	元年 八月下旬	吳震（吳江・震澤）	城區を二縣で分割している點が章程と符合しない點、城外の「廂」の範圍が廣大すぎる點	第九期に關連する批がある（「18」参照）。
1	第三期	元年 八月下旬	武陽（武進・陽湖）	城廂區域の設定を調査員が作成した圖及び以前調査した住民數を根據にした點が章程に定める「固有の境界」に合致しているか否かが不明。	城郭外に廣がる廂をどのように判斷するかをめぐり、城區紳士と城郭に境界を接する郷區紳士との間で激しい對立が勃發し、城自治區の成立は大幅に遅れた。この對立は民國期にはいり、政黨對立へと發展した。

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
第四八期	第二三期	第二二期	第九期	第九期	第九期	第九期	第七期	第七期	第七期	第七期
二年 一月中旬	元年 一月上旬	元年 一月下旬	元年 一〇月下旬	元年 一〇月下旬	元年 一〇月下旬	元年 一〇月下旬	元年 一〇月上旬	元年 一〇月上旬	元年 一〇月上旬	元年 一〇月上旬
太倉州	錫金（無錫・金匱）	川沙	崇明	金山衛	丹陽	震澤	上海	宜荊（宜興・荆溪）	南匯	青浦
城自治の成立後、小北鋪を編入するという議論がおこったが、當該地區では既に投票を済ませたため、州自治公所が成立するまでは現状のまま實施せよ。	西門外から惠山に直結しているため、その區間を城區に編入するという請願があるが、區域標準に照らすと、道路が通じているという理由だけで認可することはできない。	地圖が簡明すぎる。城西の爛缺口、寺後港などの地域は城區に編入すべきである。	（橋鎮南の川心街、義門溝を郷區に編入しており、境界は明瞭である。）	金山衛は華亭・金山兩縣にまたがっており、兩縣合同で自治區を設置することができ。しかし、城壁の存在を根據に城自治區とすることは部章の意にそぐわない。名稱を改定して準備して後に報告せよ。	（城廂區は固有の境界に基づいているので報告とおり實施せよ。）	城區の設定が典史の管轄範圍を基準としている點が舊習に拘泥している。單獨で郷區を形成できない地域を包括する點についてはやむを得ない。	（上海縣の狀況は他縣と異なり、城廂區域がやや廣いが、これは租界が含まれているためであり、紳董の衆議を経たものであれば融通して實施してよい。）	城區の設定については既に札により地圖を作成して提出するよう命じている。	城廂區が廣すぎるため、固有の境界があるや否か、證據となる地圖や方志の記載を添附せよ。	提出された城廂區圖では廂の境界設定が明確とは言い難い。
註・一、江蘇蘇屬地方自治籌辦處の管轄範圍のうち、奉賢、華亭、婁、太湖廳、靖湖廳の城區に關する批は見いだせなかった。二、「發行時期」の欄の元號は全く宣統である。三、「問題點の内容」の欄において括弧内に記されている地域は特に問題が発生しなかった地域である。四、「掲載號」「備考」にある第〇〇期とは「江蘇自治公報」の掲載號を指す。	西門外の惠子一圖を城區に編入する請願があつたことから、蘇州自治處は「衆情」に基づくもの判斷して認可（第一六期）。しかし、開原郷や郷區の立場にたつ紳士蔣士松から異議が唱えられる（第一九期）。選舉調査が開始されていたため、縣議事會の成立を待つて再度議論すべしとの批が出される（第二五期）。		のちに、城郭と接する施趙河と掘頭街が城區に編入されたことに對して、隣接する橋鎮の紳士衛聲から當該地區を橋鎮に編入することが請願される。「屢爭不已」「爭執」とあるように根強い抵抗であつたようである（第二二、一六期）。	華亭縣と金山縣とが共同して金山衛華金聯合縣を設置する申請がなされる（第一五期）。その後、兩縣が分割してそれぞれ李衛郷と金山衛郷自治を實施することが申請された（第六七期）。				第二期によれば、後に地圖が自治籌辦處に送られている。	四圍（行政區）が城區から離れて城區に變有することは不便なため獨立して自治區を設定することを請願（第六三期）。城區の紳士からも同様の請願が提出される（第六四期）。	

同時に、武陽の事例は決して例外ではなく、嘉定、常昭（常熟・昭文）、南匯、崇明、錫金（無錫・金匱）においても自治區の設定をめぐり類似した問題が発生したことを『江蘇自治公報』から読み取ることも可能である。これらは新制度の導入に際して参照される慣行のあり方や既得權益をめぐって顕在化した城郷對立の構圖を端的に表しているよう。

ところで、『江蘇自治公報』の關連批文や文牘の内容は極めて簡素であり、そこにあらわれる自治區設定問題の経緯や背景を追跡するには少なからぬ困難がある。幸いなことに、武陽の地方自治問題については紛争の當事者によって編集された『武陽城郷區域始末記』（上海圖書館古籍部藏、宣統年間木刻本）があり、當事者雙方がいかなる主張をしていたのか、その主張が發せられる立場に關する具體的な情報を得られる。また『申報』の報道や關連地方文獻によって、比較的詳細に自治區問題の狀況を知ることが出来る地域もいくつかある。以下、『武陽城郷區域始末記』から地方自治の實施に伴って顕在化した地域對立の構圖を分析した上で、常熟・昭文兩縣、無錫・金匱兩縣、嘉定縣において發生した類似した事件と比較し、各地に潜在した城郷對立の争點を確認する。

（二） 武陽における自治區設定問題をめぐる紛争

① 武陽における自治區問題の経緯

『武陽城郷區域始末記』は、武陽城自治區設定をめぐって對立した紳士のうち、郷區の側の當事者である德澤郷、懷北郷、懷南郷、孝仁郷（以下四郷と稱する）の紳士が、自治區設定をめぐってやり取りをした公文を編修し、彼らの主張の正当性を世に問わんとしたものである。⁽²³⁾ 文書には、武進縣知縣、陽湖縣知縣、常州府知府、自治籌辦處、江蘇巡撫、兩江總督などとの間で交わされた稟や呈文、批、照會などが含まれている。また、卷頭には主張の根據として光緒『武進陽湖縣志』に所收の圖から作成された「武陽舊志負郭四郷固有境界圖」が附されている。⁽²⁴⁾

まず、武陽における自治區設定問題の経緯についてみてみる。城鎮郷地方自治章程の頒布を受け、武陽では宣統元年五

月一〇日に武陽籌備城鎮鄉地方自治公所が成立した。⁽²⁵⁾問題は、同年八月、武陽城廂籌備公所が城壁に隣接する縣城外の地域を城自治區として設定し、戸口調査に着手せんとしたことに始まる。⁽²⁶⁾これに對して、城郭と隣接する四郷の紳士が同月一二日に大會を開いて衆議に諮った。結果、奏定城鎮鄉自治章程第三條にある「〔自治區は〕固有の境界を基準とすべし」という規定を根據に、城外の圖に屬する地域を城區に歸屬させることができない七つの理由を述べ、兩江總督、江蘇巡撫、自治籌辦處、武進・陽湖兩縣知縣に千名の連名で上申し、縣志に基づいて城外の地域を四郷の自治區に所屬させることを求めた。⁽²⁷⁾これに對する兩江總督と江蘇巡撫の批文は自治籌辦處の指示を仰げとするものであり、自治籌辦處の返答は、常州府知府が武進・陽湖兩縣知縣を監督して紳士と協議し、自治區設定問題について適切な方法を協議することを求めるものであった。⁽²⁸⁾

武陽における協議に際して、自治籌辦處は調查科科长沈陳堅を派遣し、當事者と協議を行わせた。九月二三日、沈陳堅は常州に到着して常州府知府と面會し、關連文書の調査を行っている。續いて、二五日と二九日に城區と鄉區の代表が府衙門に集められて會議が招集された。二五日の會議では「區域標準問題四條」に基づき協議が行われ、城紳は「區域標準問題四條」の第一條に基づいて處理することに同意した。⁽²⁹⁾しかしながら、四郷代表の監生吳康らが「鄉民が城區に歸屬することを願わない」ことを理由に讓歩しなかつたため、兩者が納得する結論に至らなかつた。常州府知府の稟復文に附せられた注釋に據れば、二九日の會議において、城自治公所所長惲用康や副所長で後に省議會議員に選出される莊殿華らの城紳は「〔城外は城公所と〕分割して處理する」ことを提唱し、四郷代表もその案を受諾しようとする動きがあつたものの、城公所坐辦の梅鶴章の妨害によつて實現せず、解決をみなかつた。⁽³⁰⁾城廂の範圍をどのように扱うかについて城紳・四郷雙方の利害關係がそれぞれ根強いものであつたことに加えて、兩知縣や知府、自治籌辦處の各官が城紳側の主張に肩入れした形で處理を進めていたことが解決に至らない要因の一つであつた。⁽³¹⁾

協議が決裂した後、四郷紳士は章程の「固有の境界」の解釋とその根據となる縣志の記載や地域の習慣を六箇條にわた

って説明した節略と、城自治公所の主張に對する反駁七箇條を附した稟を一月一〇日に提出し、章程に基づき、城自治區に四鄉屬の圖を含めないことを自治籌辦處に再び求めた。⁽³²⁾ 節略と反駁文には城區紳士と四鄉紳士それぞれの主張の根據が纏まっており、近代國家による地域社會の再編によつて顯在化した地域意識が端的に示されていると思われるので後に詳細に検討する。

四鄉紳士の上申に對して、自治籌辦處は何ら指示を出さなかったが、自治籌辦處の見解は城紳側を支持するものであった。その後、武進縣知縣による二度の照會があつたにもかかわらず、四鄉側は回答を示さなかった。⁽³³⁾ 事態が再び動いたのは翌年一月のことである。宣統二年一月九日、常州府は委員陳壽人を派遣し、城廂籌備公所所長惲莘耘や四鄉代表らを招集して公善堂において協議を行った結果、光緒『武進陽湖縣志』所收の圖に記載されている「固有の區域」を遵守して處理することが議決され、參加者は署名押印を行っている。しかしながら、一六日に行われた城公所の會議において議決案を宣布するや、城紳の錢琳叔の反對に遭つたことによつて城公所における議決に至らなかったというのが、武陽における自治區域設定を巡る紛争の経緯である。⁽³⁴⁾

② 自治區問題における城鄉對立の構圖

次に、城紳側と四鄉紳士側のそれぞれが主張した内容とその根據とするところを、宣統元年一〇月一三日に四鄉紳士から自治籌辦處に提出された公文に附された二つの文書をもとに検討しよう。先ず、「武陽負郭四鄉之領圖應留爲鄉區辦理之依據節略」は、四鄉にある縣城に隣接した圖が城區に含まれない理由として、六つの根據を提示する。①自治章程第三條第一節の「城鎮鄉の區域はそれぞれ當該地方の固有の境界を基準とする」という規定に四鄉が當てはまること、②縣志の圖に據れば次號が鄉であること、業戸の聯單にも「某鄉某圖」と記されていること、③鄉董には鄉民が充當し、城紳が任に當つた例がないこと、④會典に據れば、里という地名は鄉區に固有であること、⑤『江蘇自治公報』に掲載された

自治籌辦處の自治章程解釋に基づくと、⑥四郷の一部が城區に編入されると、四郷の自治において人材と經費が不足すること、の諸點である。⁽³⁵⁾

續いて、「武陽籌備城自治公所各紳擅畫負郭四郷領圖爲城區之確據七條駁」を見てみよう。これは城區の主張に對して逐一反駁を展開した文章であり、兩者の主張の所在が端的に表れているものである。⁽³⁶⁾（表二）。

表二 城紳側と四郷紳士側の主張の論點

論點	城自治公所の主張	四郷紳士の反駁
I	自治章程に基づき、縣衙門の所在地を城區とするものであること。	『武陽縣志』掲載の圖において、城内の廂は城圖として、城外の廂は郷圖として描かれていること。孟昭常『公民必讀初編』にある城廂と郷圖の名義の違いに基づくものであること。
II	『武陽縣志』に據れば、城廂には城内の廂と城外の廂とがあり、城郭内部を城區としているわけではないこと。	縣志は城内の廂と城外の廂とを截然と區別している。城外の廂の號は「某郷某都某圖某次號」とあり、業戸の聯單にも「某郷某圖」と記されている。
III	「固有の區域」という原則に従えば、武陽には一八の坊廂を域とする習慣があること。	一八坊廂という呼稱はあるが實體はない。各郷は從來都圖に基づいており、縣志にも記載がある。
IV	武陽城内外の救火の範圍は一八の坊廂を範圍として郷區は關與してこなかったこと。	城外の水龍が城内で活動したり、城内の水龍が城外で活動したりしており、地域の區別はない。
V	常州商務分會の加入者は一八の坊廂を範圍とし、郷の商工業者は常州商務分所に加していること。	そもそも商會の性質は城内の商人保護にあり、商人入會の制限にあるのではない。また、一八坊廂以外の市鎮の商人も参加している。
VI	勸學所が定めた學區に基づくこと。一八の坊廂は中區として經費を支給されていること。	城内が一區と二區に、それ以外は各郷を範圍に設定され、中區という學區は存在しない。
VII	光緒二十四年、三十三年に實施された救荒時の米穀購入では、城區は一八の坊廂を、各郷はそれぞれの區域を單位としたこと。	城外負郭の各郷は米穀の購入に際して城内と共同でおこなったが、實際の救済活動の際には城と郷とは各自局を設けて行った。

これらの主張の論點は、I自治章程にある城區の定義をめぐ
る解釋、II光緒『武進陽湖縣志』に記載された城廂の定義、
III自治章程にある「固有の境界」の解釋、IV救火區との關係、
V商會の區域との關係、VI學區との關係、VII救荒の區域との關係、
とまとめることができよう。
これらのI～VIIと上述の①～⑥
とにおける議論の争點は次の3
點に集約される。

第一は、解釋に際して根據となる縣志の記載をどのように讀むかという點である(②、⑤、

I、II)。城紳と四郷紳士共に主張の根據としているのが、『武陽縣志』の記載である。「一方（四郷紳士側）は地方志の圖（『光緒武進陽湖志』卷首「圖」）を基準とし、もう一方（城紳側）は地方志の文（『光緒武進陽湖志』卷一「輿地」）を基準としている」と端的に述べられているように、自らの主張に近い部分を根據とした。⁽³⁷⁾城區側の主張は、専ら「十八坊廂」という慣行に根據が置かれているように、地方公事が行われる範圍が城内を中心として城郭外に廣がっている點を強調するものであった。⁽³⁸⁾これに對して、四郷側の主張は所轄の圖が有する空間上の廣がりに具體的な根據を求めているように見受けられる。

第二は、新政開始以前における慣習が有した空間的廣がりを自治區の根據にする點である（①、③、④、Ⅲ、Ⅶ）。この點についても城紳側が上述の「十八坊廂」という慣習を根據に主張を展開したのに對して、四郷側は「鄉圖の習慣に基づく。調査したところ、負郭各郷の董事は、負郭の城廂に居住するものか、或いは郷民が從來擔當しており、未だかつて城紳が董事になった事例はない」と述べているように、郷の地方公事を管轄する郷董の慣例が引き合いに出されている。ここで登場する郷董は稻田清一によって明らかにされている「鎮董」であると判斷して間違いないであろう。松江府・太倉州の地方志を精査した稻田によれば、鎮董は市鎮在住の生員クラスの有力者が擔當し、彼らは市鎮の商人に課した各種の「捐」を用いて水利や慈善、地域防衛などを初めとする事業を実施した。鎮董の擔った地方公事は、市鎮を中心としてその周辺の農村部を含む「面」としての管轄範圍を有し、これが清末における自治區へと連續していくことになった。⁽³⁹⁾武陽の事例でやや特殊なのは縣城と連續する城外の廂に郷董が居住していた點であるが、市場町に居住して周邊農村の公事を管轄するという意味では同質である。また、Ⅶの救荒事業も「鎮董」の任務の一つであった。嘉定縣・寶山縣において救荒に際して設置された廠の範圍がそのまま一種の行政單位化し、その範圍の公事を擔う董事が「廠董」と呼稱された事實からも確認できる。⁽⁴⁰⁾

第三は、清末新政によって生み出された廣義の意味での「自治區」との関係である。この點に直接關連するのがⅣ、Ⅴ、

Ⅵ、Ⅶであるのだが、ともに城紳の主張の中で登場したものである。これらにおいても城區側の根據は「十八坊廂」という常套句が用いられていることは第一點や第二點と同様である。四郷紳士側が積極的に廣義の「自治區」に言及しなかったのは、あくまでも第一點と第二點の正當性を主張することに主眼が置かれていたからであると思われる。なぜならば、四郷に城郭隣接地域を含めた範圍が「固有の境界」であることを、地方志の記載や「郷董」の管轄範圍などの從來の習慣などから證明できれば、そのまま狹義の意味での「自治區」としての郷區の範圍となるからである。

自治區設定に際して發生した「固有の境界」をめぐる解釋の綱引きの背後にある動機について、人材と自治經費の二點に即してみたい。まず人材の點について四郷側は次のように述べている。⁽⁴¹⁾

一、「我々の主張は」人材や經濟における資本という點に基づいている。城郭に隣接する各郷を調査すると、縣城に近いため繁盛している市鎮がなく、ただ最も主要な圖のみが比較的賑やかであり、郷民の交易や様々な關係、及び善舉や救済などはみな最も主要な圖に頼っている。世故に通曉し、物事の道理をわきまえる者は市街の住民に多い。各郷において郷民の中にたつて調停を行い、人々に信任されている者の多くは主要な圖にいる。今これらの地域を城區に編入してしまうと、残りの數百、數十の村落は程度の差はあれども皆貧しく、また、全ての郷民はみな公文を読むことができず、時務にも通じていないので、どうして自治を實施することができようか。

城廂を有する圖を城區に編入することで自治職を擔う人材を確保できないとする指摘から、先に言及した「鎮董」の存在を想定できよう。「鎮董」層は生員・監生層とはほぼ一致し、科擧文化における最低限の「文化」を有すると同時に、住民の紛争に際しては、雙方が納得をする調停を行いうる名望を有していた人物である。四郷の場合、縣城外にある城廂が市場町の機能を果たしていたというやや特殊な状況であるが、「鎮董」層の居住地域でもあったと思われる。また、市場町の機能という點からみても、日常的に紛争處理が行われる茶館は城廂を有する圖に集中していたはずである。⁽⁴²⁾

次の自治經費の問題も人材問題と同様の構圖を有していたことが「實情に即して言えば、我々四郷では城壁に隣接する

幾つかの圖がやや富んでいることをのぞけば、その他の地域は皆鄉村か小鎮であり、或いは小鎮のないところさえある。肥沃な地域を割いて瘦せた地域のみを残してしまうと、將來自治の準備に際して、財政は必ず困難に直面するであろう」という言葉から見て取れよう。⁽⁴³⁾自治經費は、大雜把に言つて、①正税と共に徴收された附加税、②市鎮で徴收された捐、③地域が獨自に有する公款公産、などが主要であるが、いずれの項目についても、城外の廂を有する圖が自治經費の基盤になっていることには變わりない。⁽⁴⁴⁾「固有の境界」が單なる空間的な廣がりにとどまらない重要性を有したのは以上のような人材・自治經費の確保という動機があつたのである。

人材・自治經費の確保に着目して『武陽城郷區域始末記』に收録された公文のやり取りを通讀すると、城自治區の設定をめぐる紛争について官側が城紳側の主張を支持していることに對する四郷側の焦燥感を讀み取ることができる。自治籌辦處の判斷は「ただ城郭に隣接した廂のみが本來城區に屬すべきである」というのが基本線であり、「四郷が固有の區域を守ることを、城紳は「四郷が」むやみに争つていゝものとみなしている。しかし、城紳が城の範圍を超えて區域を争つていゝことを郷民は理に適つていゝと進んでいゝであらうか。このような一つ一つの專制は、府縣が蘇屬地方自治籌辦處の法令を仰ぎ、「自治」籌辦處が城紳の要求にとらわれていることに起因する。これは地方自治と稱することはできず、直接地方官治、地方紳治と稱されるべきものである」とあるように、常州府知府や武進・陽湖兩縣知縣も自治籌辦處の判斷に従つていた。⁽⁴⁵⁾自治籌辦處や常州府知府が城紳の主張を汲んだ指示を出している背景にある政治狀況については次のように述べられている。⁽⁴⁶⁾

わずかに「自治籌辦處は自らが定めた」「區域標準辦法」の普及を口實として、自治公報第四冊掲載の「城鎮郷地方自治」章程第三條第二節の解説部分において、「城に城郭があつて境界が存在しないことへの疑いがない場合には、他の團體と合併してはならない」とあるのを知らないのである。また、この部分には「本項は専ら鎮・郷について言つていゝ」とも注記されている。つまり、「自治」籌辦處は城紳の要求のいいなりになつたために公報の記載と矛盾

することをいとわなかったのである。なんと城紳の運動を重視し、己の評判が傷つくことを輕んじているのである。

「城紳の運動」という言葉は、縣城が有した地位が地方政治にあたえた影響を端的に示している。すなわち、官僚機構の最末端である縣城にあるエリート層が地方官との公的・私的な關係を通して地方政治にあたえる優位性を表している。⁽⁴⁷⁾

ただし、武進縣・陽湖縣城の場合には同時に府城でもあった點が一般の縣城の状況と異なる。「城紳の運動」が知府や知府を通して上位の官への働きかけが容易であるからである。この點について、四鄉紳士と城紳とを判明する限りにのみみてみよう。前者では、代表の一人であった吳康が監生であったことが判明する。他の紳士もほぼ同様に生員や監生層であったことが推測され、所謂「鎮董」層であったと考えてよいであろう。後者の筆頭は四鄉紳士と城紳との合意に反対し、城公所における議決を阻害した錢琳叔（錢以振、一八七八—一九四三）である。錢は宣統元年に江蘇諮議局議員に選出され、民國元年には武進商會會長を務めている。錢以外の城紳には江蘇諮議局議員や武進商會會長、商團團長を歴任した于定一も挙げられる。⁽⁴⁸⁾共に縣レヴェル以上の官僚に對して働きかける力量を持ったエリートといえよう。なお、于は自治籌辦處委員も務めており、このことは武陽における城區設定問題に對する自治籌辦處の判斷に少なからぬ影響を與えたものと思われる。

ところで、錢琳叔は民國元年五月に成立した共和黨武進分部の中心人物でもあり、第一回衆議院選舉や省議會選舉においては朱稚竹（一八七四—一九五九）率いる國民黨武進分部と主導權を爭った。⁽⁴⁹⁾新編『武進縣志』は、「國民黨と共和黨は選舉の過程において様々な怨みを生み、遂に武進の地方勢力は城派と郷派の二派に分裂した。……しばしば互いに攻撃をし、矛盾が次々と現れた」と當時の状況を總括している。⁽⁵⁰⁾城—郷對立という視點は筆者の視點と共通しているが、かかる對立の構圖は、地方自治區の設定問題に端を發する矛盾が民國初年の政黨政治と結びついて顯在化したものであると指摘できる。⁽⁵¹⁾

以上を總括すれば次の通りである。地方自治團體の階層において城鎮郷自治區は本來從屬關係を持たない並列的な關係

であったが、城區の立場に立てば、縣政に對する影響力から城區が事實上の縣政の中心であると捉えられていた。對して、「籌辦處が管轄地域に通達した簡章には『城・鎮・鄉は皆下級團體であり、互いに統轄と隸屬の關係にないので、それぞれ獨立して實施せよ』との文言がある。現在、互いに統轄と隸屬の關係のないものを無理に統轄・隸屬關係にするのは、明らかに章程に違背している。これがどうして條理に適つていようか」と四鄉側が不満を表明している通り、鄉區側は同等の自治區としての扱いを求めた。⁽⁵²⁾『武陽城鄉區域始末記』に表れた城鄉對立は、政治システムにおいて縣城が有した優位性を利用しつつ自治章程における「固有の境界」を解釋した城紳側に對して、四鄉紳士側が自治章程の別の讀み方を根據として地域利害を表明するという構圖であつたといえる。ここに、外部世界發祥の新制度が地域社會に導入される際に作用する内なる要素の影響や制度の「歪み」の一側面を看取できよう。

(二) 城區設定問題の諸相——錫金・常昭・嘉定の場合——

① 無錫・金匱における自治區設定問題

無錫・金匱の城自治區の設定に際して發生した城區紳士と鄉區紳士との對立は、城自治區設定問題が城自治區側にどのような捉えられていたのかを伝える事例である。

宣統元年八月と九月の『申報』には四回にわたり「錫金城區議」「錫金城區議下」という文章が掲載された。⁽⁵³⁾筆者の裘廷梁（一八五七—一九四三）は清末の舉人であり、變法派として活動し、一八九八年には『無錫白話報』を刊行したことで有名である。地方自治期には錫金城廂自治公所總董や無錫市自治公所總董を歴任した。⁽⁵⁴⁾かかる経歴から「錫金城區議」は城區紳士の主張や利害が集約されたものとみなすことができる。

「錫金城區議」は、錫金四鄉董事公所主任の蔣士松（一八六一—一九四二）が城區の範圍を城郭内部に限定することを主張したのに對して、城郭外の廂が城區に含まれるべきであると主張したものである。⁽⁵⁵⁾蔣士松の反論に對して反駁を加えた

のが「錫金城區議下」である。裴廷梁の主張は、城郭外の廂が城自治區に含まれないことによって、「近年血と汗によって運営してきた新政が水泡に歸してしまえばかりでなく、國初以來郷土の先人たちが築いてきた事業の規模が皆すっかり消失してしまう」ことを危惧する點にある。歴史的にみて廂という空間と城區とが表裏一體にあつたという事實の考證が大部分を占める。『說文解字』の字義から始まり、『唐書』『宋史』『續資治通鑑』『咸淳臨安志』から逐一論證した上で、『則例』『皇朝通典』や地方自治章程の關連部分にも合致していることを示している。

城廂が表裏一體であり、城自治區に城郭外の廂が含まれるべきであるとする主張の裏にある具體的利害の所在も觸れられている。裴廷梁は次のように述べる。⁽⁵⁶⁾

「錫金は」東南航路の要衝地であり、商業區は大體城外にある。もし蔣君の説の如く城郭外の廂を「城區から」切り離してしまえば、將來何も實行できなくなるばかりでなく、舊自治が築きあげてきた基盤も衰え滅びてしまい、少しも繼承されることが無くなってしまう。蔣君は縣城を割って縮小しようと欲するのみであり、天下がその禍を等しく受けるのを知らない。幸いにもその説は章程の本意と背馳しており、そうでなければ天下は危ういのである。しからば、城區固有の境界とはどこにあるのであろうか。

商業地區が存在する「城外」とは城郭外の廂のことを指していると考えてよいだろう。このような地域を含むことによって城區における自治事業の財源を確保することに主張の本意があつた。「固有の境界」の實例として平糶の區域を例にあげ、「上においては街坊が廂に屬するという制度に合致し、下においては社會習慣の狀況にしたがつている。本區の人材が舊自治の需要に見合つたものであつた事實は、新自治の需要にも必ずかなうことを示しているのは疑いない」として城廂一體を主張している點にも同様のことがいえる。⁽⁵⁷⁾

なお、自治區問題に先立ち、裴廷梁は、『申報』「錫金等教育費私議」という文章を發表し、教育費の城區に對する重點的配分を主張している。⁽⁵⁸⁾ かかる主張は、中學堂や兩等小學堂が城區に集中していることから、教育制度における城區の優

位性を前提としたものであったのと同時に、より上位の學堂に師弟を進學させうる社會階層の存在や彼らの縣政における影響力を示唆するものである。この背景に見られる城區中心主義は、「舊自治」の根幹を城區が擔ってきたという、「錫金城區議」にみられる自負と同質であり、教育經費問題においても自治區問題と同様の地域對立の構圖が内包されていたのである。

② 常熟・昭文における自治區設定問題

縣城を共有していた常熟縣と昭文縣においても、城自治區の設定に際して武陽と同様の問題が発生した。⁽⁵⁹⁾當初設定された常昭城自治區は縣城そのものの以外に、城郭に隣接する地域を遙かに超えて「城外の廂の區域が城内の四、五倍にものぼる」の範圍を有する巨大なものであった。⁽⁶⁰⁾梅里、廟前、王市、罟里村、湯家橋などの地域の合計九六圖が含まれる城自治區範圍の設定の理由について、城區側は「現在、廟前の八圖のうち四圖が「城區の」領域に編入されている。凶作の際に實施された貯藏米の販賣による救済では皆城區に歸するという風俗習慣は既に久しく、郷に區分するのは却って不便である」からだと述べている。⁽⁶¹⁾想起されるのがこの主張と武陽城自治公所のそれとの共通性である。武陽城自治公所も城自治區の設定に際し、その根據として救荒時における米穀購入の範圍を擧げていた。しかし、武陽の場合、縣城外にありながら縣城と連續していた城廂であったのに對して、昭文縣では二五里も離れた地域もが城區であると主張されたことが、「城區は城廂を基準とする。廂の境界が連續してないものについては、市街地の繋がりを切れ目とし、區・圖の境界に拘泥する必要はない。ただ、「城と城外市街地の」中間に半里以上の距離がある場合には、連續しているとみなしてはならない」という自治籌辦處が定めた「區域標準」と符合しないと常昭縣自治籌備公所によって問題視され、上申された。⁽⁶²⁾

武陽における自治區設定問題では城紳側の主張を支持していた自治籌辦處であつたが、常熟・昭文の城區の範圍に關する城區側の主張に對して次のように述べている。⁽⁶³⁾

申し立て及び簡圖はみな閲覽した。城郭に附屬する地區を廂とする件について、提出された圖に描かれている地域を審査したところ、九八圖もの廣さを占めており、城外〔に廣がる城自治區〕は城郭内の四、五倍もの廣さを有している。これは決して廂の固有の境界ではない。直ちに〔城自治區を〕適切に訂正し、實在の固有の廂界を作圖して弊端に提出して裁定を受けよ。ごまかして〔自治區を〕廣げること、くれぐれも争いのきつかけを作るなかれ。

市鎮を中心として廣がる地域空間の形成という觀點から常昭城自治區問題に言及した吳涪は、「傳統的な區畫觀念において城鎮を中心とする『傳統的地理範圍』が完全に形成されていなかったもので、當時の人々は様々な『基準』を採用し、急場に臨んで所謂『固有の境界』をつくりあげたのである」と指摘する⁽⁶⁴⁾。地域の領域性に對する意識が地方自治制の導入に伴って改めて創出されたとする氏の觀點を筆者も首肯するが、この問題について言えば、縣城が有した優位性を背景に城區側が振る舞う城區中心主義が「固有の境界」の主張の片側の背景にあったことを指摘する必要があるだろう。また、廟前の紳士が「自ら〔城區に〕編入されることを願った」と述べられているように、周邊地區には自ら城區への編入を望む勢力も存在した⁽⁶⁵⁾。このことは、自治區相互の關係や縣政全體において城區が有する影響力の大きさを考慮した結果の選擇とみなすこともできるだろう。以上のような城區を中心とする動きに對して、常昭縣自治籌備公所が自治籌辦處に上申し、「城自治區の違法な設定は、」城自治區の議員にとつて再設定の煩雜さがあり、鎮鄉紳士にとっては憲章をなおざりにしてしまうことになる。鄉民は「城區側の」強權の高壓的手段に屈服することになる」と危惧を表明しているのは、城區の「蒙混包舉（ごまかして自治區を廣げる）」を抑え、鎮・鄉區全體の利害を確保せんとする意志が集約されている⁽⁶⁶⁾。

③ 嘉定における自治區設定問題

上述の事例とは異なる様相を呈した對立の事例として、嘉定縣における自治區設定問題とその背後にある地域對立についてみてみよう。

清末地方自治制の實施原則は「自治の準備は先ず城廂地區から着手すること」であり、その後に鎮區・鄉區における自治という順序で進展したが、嘉定縣の場合は城外の西門廂が西門郷となり、城區の自治に先行した。⁽⁶⁷⁾西門郷の自治を主導したのは黃守恒（一八七四—一九二二）・黃守孚（一八七八—一九三二）兄弟や黃世祚（一八七一—一九四二）ら西門郷の有力一族の黃氏に所屬する開明紳士であり、黃守孚と黃世祚は『嘉定縣續志』（一九三〇年刊）の編纂に參與しているように一九二〇年代に至っても實力者として嘉定縣政に影響力を有する存在であつた。⁽⁶⁸⁾西門郷における地方自治に關する文獻として、様々な自治職を務め、自治の現場にいた黃守恒が當時の公文を纏めた『謀邑編』が残されており、自治制導入の實態を知ることができる。⁽⁶⁹⁾西門郷は清末地方自治實施以前には西門廂という救荒の際に設置された粥廠を取りしきる董事の管轄範圍が基になつて設置された。⁽⁷⁰⁾『謀邑編』『西門郷籌備自治進行記』には、自治區の設定に際して次のような對立のあつたことが記されている。

地方自治章程に據れば、城自治の區域は城廂を基準とする。西門の人士には當初獨立自利の計畫をたてる者がいたが章程を考慮して敢えて表明しなかつた。宣統元年五月、知縣楊寶善公が各團體の職員を招集し自治準備の方法について會議を開催した。西門の黃守孚は主任起草員に選出された。先に城區から獨立して自治區を設置する主張をしていた者が章程による制限で獨立が難しいことを黃守孚に對し述べたため、黃は主任起草員を務めた際に、城内と西門、澄橋、石岡門三廠とを城自治區とすべきであると主張した。これに對して、起草員の顧瑞は濠の内部を城區とすることを主張した。城内の多くの人士がこれに贊同し、黃守孚の草案に反對した。六月に至り楊公は全縣の人士を集めて明倫堂で會議を行った。濠を境界とすることを主張する者は廂の意味を曲解して出任せを繰り廣げた。當時、西門人士は十人餘りが列席しており、「城區から」獨立して郷區を設置することを建議して平和にこの問題を解決せんとして楊公に誓願し、楊公もこれを承認した。……城内の濠を境界とすることを主張する者は大いなる勝利を獲得したとみなした。しかしながら、西門が獨立して自治區を設置することを謀る者はもとも多數を占めていたので、良い機

縁を得て、圓滿に「獨立する」目的を達成したことを深く喜んだのである。

「西門鄉籌備自治進行記」は西門鄉における自治の實績を顯彰することを意圖して記されたことを考慮すると、自治區設定の経緯に關する説明について文面通りに受け取れない點を有している。自治區設定に先立ち黃守孚が作成した起草文においては、城内と西門、澄橋、石岡門の三廠を城區として設定した意圖を「城自治區の設定は城廂を基準とする」という章程にしたがったためであり、元來は西門鄉獨自の自治區の設立を計畫していたと主張されている。しかしながら、武陽の事例では縣城外の廂が城區であると主張され、上級官廳もほぼその意見を支持している點や、黃守恒自身も市街の圖と鄉圖とを明確に區別している點を考えると、後付けの理由のようにも見える。⁽⁷¹⁾むしろ、城區の有力者顧瑞が黃守孚の起草に反對し、城郭を基準として城區の範圍を設定せんと主張した點に、城區側が對抗せんとした、西門鄉エリートの眞の意圖の一端が端的に表われているように思われる。すなわち、西門鄉エリートは、縣城Ⅱ城區が縣政において有する卓越性を認識しており、城外の地域を含めて自治區を設定することで城自治區への影響力を行使せんとした意圖も垣間見られるのである。鄉區の有力者を排除して城區の主導權を維持したい城區の側の主張の意圖もこの點に主眼があったと思われる。城區設定をめぐる對立の他の事例と比較すると、鄉區の側から城區の取り込みを圖った點と、城區が城郭外の地域の編入を望まなかつた點において、嘉定縣の事例は獨自の様相を呈しているように見える。しかし、城區が有する卓越性に対してどのように對應するかが城區側・鄉區側兩者の行動を規定していたという點においては、先に挙げた事例と共通の構造が横たわっていたといえる。嘉定縣の場合、城區の有力者に對抗しうる西門鄉の有力者の存在が、城鄉對立の様相を異なるものにしたのである。なお、清末の嘉定における城自治區設定にみられる城鄉對立の構圖は、民國期に至ると縣政を二分する政治對立に發展した。⁽⁷²⁾

三 鄉區の設定問題と地域意識

以下では郷區の設定問題を取りあげ、その背後にある利害關係や地域意識について分析する。『江蘇自治公報』に收録された自治區設定問題をめぐる文書は枚舉に暇がないが、多くは自治區間の境界線をめぐる紛争であり、插花地（飛び地）や斗入地（三方を他の行政区に囲まれている土地）がある場合には難題であつた。⁽⁷³⁾ここでは行政区に着目し、郷區の設定のあり方を、①從來の地方公事の範圍が有する「固有の境界」に基づいて區域が設定された場合、②同一縣内において分割や合併をした（しようとした）場合、③縣域や府域をまたいで分割・合併を行った場合、という類型に便宜的に分類して検討する。

從來の地方公事の範圍が有する「固有の境界」に基づいて區域が設定された場合

清末地方自治制の施行に伴つて設定された郷自治區の大多數は、民間における「固有の境界」とみなされた、自治制施行以前に行われていた地方公事の範圍を踏襲したものであつた。先ず、上海縣の状況をみてみよう。民國『上海縣志』は清末民國初年の城鎮郷自治・市郷自治に至る變遷を一覽にしている。これに據れば、宣統二年の城鎮郷自治に伴う自治區として設置された一城自治區、二鎮自治區、一二郷自治區の一五自治區は、咸豐一〇年に設置された團練の區畫である二三局に淵源が求められる。二三局と二五自治區とは差に開きがあるが、實質的には「固有の境界」に基づいていたことが明白である。自治に先立ち光緒三十三年に設置された學區は二四區あつた。城總局が城廂區と老閘區とに分かれたのをのぞき、局の管轄範圍がそのまま學區に移行していたのである。⁽⁷⁴⁾急激に都市化が進展した地域において合併が進んだ以外には、清末民初の自治區設定において局という「固有の境界」が根據となつていたことがみてとれよう。

次に、寶山縣の状況をみてみよう。『寶山縣續志』「市郷區域沿革」に據れば自治區の由來は以下の通りである。康熙九年に發生した水害に對應して各郷鎮には粥廠が設置され、嘉定縣から寶山縣が設置された後、「乾隆・嘉慶年間以降の救

荒ではもともと設置されていた分廠の数が多くなく、救援物資の受け取りにも道が遠くて不便であったので、次第に分けられるようになった。……自治時代に一四市郷の區域を設置する由來である」と明快に述べられているように、廠の管轄範圍から城鎮郷自治區への連續性と安定性が寶山縣における特徴である。⁽⁷⁵⁾これに對して、寶山縣が嘗て所屬していた嘉定縣においては清末に設置された三三自治區が廠を踏まえたことは寶山縣と同様であるが、自治區域の規模に違いがみられた。これはどのレヴェルの市場町を中心として管轄區域が設定されたかの違いがあることが指摘されており、⁽⁷⁶⁾低位の市場町を中心とする區域が設定された嘉定縣においては自治推進に際して人材・財力の面における資源不足に直面することとなる。

同一縣内において分割や合併をした（企圖した）場合

先ず嘉定縣望仙橋郷と錢門塘郷における自治區設定の狀況をみてみよう。『望仙橋郷志續稿』『疆域志一』は、嘉慶一九年の干害に際して分設された粥廠の範圍が郷の領域の淵源であると述べる。⁽⁷⁷⁾「分郷沿革」においては、地方自治制の施行に伴って望仙橋郷と、民國三年の自治取消に伴い錢門塘郷と合併されて第三郷と改稱される顛末が簡潔に記されている。この記述から嘉慶年間に設置された廠の範圍が清末に郷區に踏襲されたとする地域意識があることを看取することは容易であろう。

他方、廠に由來する郷域が必ずしも固定された不變の領域性を有しているとはみなされていなかった事實も浮かび上がってくる。宣統元年六月一八日、外岡、望仙橋、錢門塘の三廠が聯合して自治の準備を進め、會所を外岡鎮に設置して、錢江、毛經學、葉增祥の三人を董事に選出した。しかし、三廠が聯合して郷區を設置せんとしたことは、「鎮郷自治は繰り上げて執り行つてもよいが、必ず固有の區域に即して各自で實施しなければならない。その區域は地方官が定めるべきで、當該縣が監督の責を負う」という自治籌辦處の叱責によって停止に追い込まれている。⁽⁷⁸⁾

三廠の聯合による自治區設置の顛末は別の當事者にとってどのように受け止められていたのか。清末民初における地方

自治に關して極めて詳細な記事を載せている稀有な郷鎮志である『錢門塘鄉志』は、奇妙なことに上述の經緯に全く觸れず、清末の錢門塘鄉の郷域が康熙一〇年に設置された廠に由來することを述べるのみである。⁽⁷⁹⁾一方で、編者童世高は『錢門塘鄉志』の編纂經緯について次のように述べる。⁽⁸⁰⁾

かつて余が本書（『錢門塘鄉志』）を編纂したのは、張啓泰が丁度『望仙橋鄉志』を編集しており、機會があるときにそれぞれの文獻を互いに參照し合うことができたからである。余が脱稿した時には張氏はすでにこの世に亡く、拙著を正さんと欲しても及ばなくなってしまった。その後、錢門塘と望仙橋の兩郷は合併して一つとなったので、張氏が編纂した『望仙橋志稿』と併せて一書とし、『嘉定第三鄉志』と改稱しようと熱望するようになった。現在の名稱と符合させて編纂を完成させるためである。

ここで述べられている第三郷とは民國三年の地方自治制取消に伴って、錢門塘郷と望仙橋郷とが合併されて設置された新たな行政區畫である。⁽⁸¹⁾『錢門塘鄉志』が『望仙橋鄉志續稿』の元となった『望仙橋鄉志』の編纂に強い影響を受けたことに見られるように、兩郷の有力者層には密接な關係が形成されていたようである。このことが、自治停止後に「上」から兩郷の合併が命じられた後にも一定の地域意識を有することになった内發的な要素であり、『嘉定第三鄉志』編纂への發想につながっていたように思われる。

廠域という「固有の境界」にせよ、「上」から設定された區域にせよ、區域の設定に深い影響を與えたのが行政費用をめぐる權益であった。『錢門塘鄉志』が記す自治經費は、①忙漕（正稅）に附加された地方附加稅の七割、七〇三元四角五分六厘、②公產四四畝四分六厘二毫からの租、③市房捐錢三萬文前後、④酒捐一萬錢前後、⑤茶捐二萬錢前後、⑥路燈水柵捐三萬錢前後という内譯であった。⁽⁸²⁾武陽の紛争においても四郷側が「人材や經濟の資本」を問題視したように、郷區が有する領域性は附加稅收入や市鎮における商戸や交易に課される特捐の額を直接左右する問題である。⁽⁸³⁾この點に關して興味深いのは『望仙橋鄉志續稿』や『錢門塘鄉志』ともに、自治經費との關連において「夫束」という徵稅慣行が郷民に

與える負擔について紙幅や記述を割いている點である。「夫東」改革をめぐる立場の違いは民國期に至ると尖鋭化し、民初の二大政黨を巻き込み、嘉定縣政を二分する政治對立に發展したが、郷志における關連の記述は郷側の立場を明示したものとも言えよう。

嘉定縣における合併への動きについて別の事例をみてみよう。西門廠では城區への編入を目指す動きがあつたことを先に述べたが、他の廠にも次のような動きもあつた。⁽⁸⁵⁾

六里橋と嚴家廟の二廠は本區と隣接しており唇齒の如きである。したがつて、「自治」事務所設立に關する議論が起ころや、六里橋廠董の單文魁と周壽禧が書簡を寄せ、廠の東半分の各圖を合同して自治を行いたい旨を傳えてきた。

嚴家廟廠董の陳如璋も朱家橋鎮廠董蔣松年と共に書簡によつて聯合で行うことを請求した。西門廠の會議の際、二廠の人士も列席して共に「事務所」所長を選出し、「二廠にも」參議を設置した。また、三廠が聯合する場合本廠（西門）の呼稱を用いるべきではないので、城西を郷の名稱とした。感情が繋がることを希い、緊密な相互扶助を得るためである。しかし、「自治」籌辦處は合併を許可せず、計畫の變更を命じた。また、城と廂とを分けるという原則にしたがつて、本郷は城という字を冠してはならぬことが命じられた。やむを得ず、會議の決定を破棄して舊名に戻した。今本郷「の自治」は概ね體裁が整つたが、六里橋と嚴家廟の二區は落後している。故に、「合併の失敗に」氣が咎めている者が多い。

六里橋と嚴家廟の二廠も粥廠に由來する「固有」の領域性を有しているとみなされていた地域であるが、西門廠と共に三廠聯合によつて一つの郷を設置しようとする志向が廠董の間で見られた背景は望仙橋と錢門塘の兩地區の場合と同様の動機があつたと考えられる。結局廠毎に單獨で郷區を設置することになったことに對して、黃守恒が「今本郷「の自治」は概ね體裁が整つたが、六里橋と嚴家廟の二區は落後している。故に、「合併の失敗に」氣が咎めている者が多い」と述べている點に三廠聯合の目指したところが表れていよう。

袁世凱による地方自治停止後、黃守恒は自治區設定の經緯について總括し、あるべき自治の姿について次のように述べている。⁽⁸⁶⁾

鄉自治區域が小さすぎると人材・財力の兩面において立ち後れ、事業は發展しがたく、土豪の專横を招きやすくなるので、もとより上策ではない。當時「自治」籌辦處が解決策として「鄉自治區の範圍を」五〇方里としたことをむやみに咎めるわけにはいかない。しかしながら、「自治籌辦處は」輕はずみに處理し、その措置は條理に背くものであり、周到かつ慎重に事を運ぶことを知らなかった。逆に既成事實を動かさんと欲したため、當然の結果としてかくの如き好ましくない状態となった。縣議會の成立に至って合併の議論が起ったが、辛亥革命の影響で議案は成立しなかった。本年官廳は三三鄉を一八鄉に合併することを主張したが、地勢を十分に考慮しておらず、利害はなお相半ばである。將來自治が復活した暁には全境を精密に測量して區畫整理を行うことによって、固有の區域を廢止し適切な面積を確定することができれば、我が縣の自治「が抱える問題も」は漸く解決するのである。

ここにおいては、廠域という「固有の區域」に基づいた清末の城・鄉區の設定が、死守すべき境界として必ずしもみなされてはおらず、むしろ、適正な區域を設定することによって自治の發展を願う論調が見て取れる。このような「固有の領域」と「適正」な自治區との間で揺れ動く意識からも、近代國家による領域化によって「創出」された清末民初期における地域意識の一面を指摘できよう。

縣域や府域をまたいだ合併を行った(しようにした)場合

この類型の顯著な事例の一つに章練塘鎮があげられる。⁽⁸⁷⁾章練塘鎮は市鎮部が蘇州府元和縣と吳江縣とに分治されており、「四鄉」すなわち周邊の農村部は松江府青浦縣の管轄であつた。「壤地插花」「犬牙無紀」などと描寫されているように、飛び地が入り組んだ状態であつたために、行政上極めて不便である問題を抱えていた。⁽⁸⁸⁾地方自治制の導入當初、當初三縣それぞれにおいて自治區が設置されることが前提とされており、吳江縣においては戸口調査の第二次報告が宣統二年九月

に行われ、章練塘區は正戸二九八戸、附戸一八六戸、男性一八六〇人、女性一〇二一人という結果が報告されている。⁽⁸⁹⁾

當局による適正な自治區の設定の動きが起ると、元和縣と吳江縣とに屬している地域を全て青浦縣に歸屬させるべしという議論が章練塘鎮の指導層の間に出現した。鄒銓という人物は章練塘が置かれた現状と弊害、合併した際の利點を詳細に記した上書を自治籌辦處に提出している。⁽⁹⁰⁾ 分治されている章練塘を合併して青浦縣に歸屬させる理由として、上書では①地理上の問題、②行政上の問題、③財政上の問題、④習慣上の問題、⑤利害上の問題の五點が挙げられている。章練塘における事例を、先に検討した「同一縣内において分割や合併をした（企圖した）場合」と比較して共通點と相違點を示すことで、自治區設定問題が有した地域性の一端を考えてみたい。先ず、共通點をみてみる。地域が小規模に分散されている状態から合併することによって財源や人材の面における資源を效率的に利用することができ、地域としての力量を発揮できるとみなしていた點である。章練塘の場合、鎮市街地とその周邊農村の住民が有する社會生活の實態としての領域性（『郷脚』）に基づいた自治區設定が主張された側面を有すると同時に、財源や人材の確保を重視し、「固有の」領域性を越えた自治區設定も志向されており、この點においては「同一縣内において分割や合併をした（企圖した）場合」と共通しているといえる。章練塘は青浦縣に歸屬することが決定した後、一部の有力者によって大蒸區、小蒸區、西坪區と合併して章練市が設けられていることがその證左である。しかしながら、會議の度に「私見が多く、公理が少ない」という状態となり結局瓦解してしまった事實は、社會生活の實態としての領域性を越えた郷區を「下」から設定することの難しさを示している。⁽⁹¹⁾

次に、章練塘の事例が示す獨自性についてみてみよう。先に検討した自治區設定をめぐる紛争は多くの場合城區と郷區の對立という構圖がみられた。この場合には城區が縣政において有した優位性が對立の要因となっていたが、章練塘の合併をめぐる議論では縣城に對する異なる見方が示されている。先に取り上げた鄒銓の議論を再び見てみよう。⁽⁹²⁾

このこと（章練塘が極めて落後していること）は、縣城から離れて物寂しく、土地も狭くて小さいこと、頽廢した風俗

や悪政を取り除きたい上、文明の新事業もまた實行の責を負いたいことが原因となり、生活はなすがままにされておき、文明程度が日増しに進歩する中國にありながら「文明の新事業を」計畫・推進するものがないからに他ならない。

(中略)

自治章程第三條には數縣をまたいで合併する場合の條文が、第一三條には小は大に合併すべしという條文がある。したがって、章練塘の元和縣・吳江縣屬地域を青浦縣に歸屬させるほうがたやすい上に、情勢に應じて利を導く益があり、「官と地域とが」互いにしつくりこないという弊害もない。また、地方行政を行う者も上級の監視がごく近くにあることを警戒し、勤勉に善政を努めることとなる。「地方行政を行う者の政治への」態度が變わり、面目を一新することは誠に章練塘鎮人民の幸福である。

「文明新事業」と表現されている以外に、他の部分においては「天演淘汰」という言葉を用いて地域の現状が憂えられているように、主張全體の特徴として顯著なのが通俗的な社會進化論の發想と文明化志向である。⁽⁹³⁾かかる世界觀に基づいて國家や地域が置かれた危機を挽回せんとする使命感が示されているのは當時の在地知識人に典型的な發想であつたように思われる。主題と直接關係する部分に注目すると、縣城との連絡が「文明新事業」を推進し、地域を發展させる鍵であるとみなされていたことが看取できる。すなわち、行政システムの中に地域を正しく位置づけ、「自治が推進されなくても」上はこのことを追及することなく、下もこれを難詰することがない」という事態にならぬよう、「上」||官と「下」||地域とが連携し合うことが地方自治を推進するための核心であると考えられていたのである。⁽⁹⁴⁾問題は行政システムにおける位置づけを誤ることによって郷區の側の力がそがれてしまうことに對する危惧であつたと言ひ換えることができよう。

本稿では、清末新政の諸政策による地域社會の制度化、とりわけ地方自治制の施行・推進がもたらした地域社會の「領域化」によって顕在化した地域對立の樣態や、領域化によって創出された地域意識について、城鎮郷レヴェルの地域社會に着目して分析した。

一では、地方自治制の根據となる章程の内容を、城自治區と郷自治區との關係から検討した。その際、從來十分に分析されたとは言い難い内なる要素、すなわち縣政において卓越した影響力を有する城區の存在が有した影響に着目した。『城鎮郷地方自治章程』には自治區の境界を畫定する原則が極めて簡潔に記されるのみであり、①城區の設定において、廂すなわち城郭外のどこまでを範圍とするのか、②城・鎮・郷區の設定の根據とされた「固有の境界」をどのように解釋するのが極めて曖昧であり、如何なる慣習を持ち出すかによって異なる解釋が成り立ちえたことが後に對立を惹起した一因となったといえる。

二では、城區の設定をめぐって發生した城郷對立について武陽の事例を中心に検討した。武陽では、城郭外の廂をどう扱うかをめぐって城區に含めたい城紳側と、郷區への編入を死守したい四郷紳士側とで對立が發生した。その際、雙方はそれぞれ「固有の境界」を持ち出したため平行線をたどったが、ここからは縣政において城區が有した優位性を利用せんとした城紳側とそれに對抗して地域利害を表明する四郷紳士側という構圖が浮かびあがってくる。四郷紳士側の立場にたてば、廂が存在する地區が城區に編入されてしまうと、人材・財力の兩面において自治の推進が困難になるという事情があった。常熟・昭文、無錫・金匱の各縣において發生した同様の事例からも、城紳の「城區中心主義」と人材・自治經費を確保したい郷區の對立という、武陽と同様の構圖が確認できる。また、嘉定の事例は、郷區の側から城區の取り込みを圖った點と、城區が城郭外の地域の編入を望まなかった點において、獨自の様相を呈しているようにも見える。しかしな

がら、城區が有する卓越性に對して如何に對應するかが城區側・鄉區側兩者の行動を規定していたという點において、先に舉げた事例と共通の構圖が横たわっていたといえよう。

鄉區の設定問題とその背後にある地域意識について検討したのが三である。鄉自治區の大多數は、民間における「固有の境界」とみなされた、自治制施行以前に行われていた地方公事の範圍を踏襲したものであったといえる。しかしながら、幾つかの地域においては「固有の境界」を越えて合併を進める動きがあり、そこには適正な區域を設定することによって自治の發展を支える人材・財力の確保を願うという意圖が見て取れる。かかる主張からは、行政システムにおいて正しい位置づけがなされないことによって地域社會が本來有する潜在力が發揮されないことに對する危惧を讀み取ることもできよう。

清末新政に關する諸政策は地域社會を制度化するものであり、とりわけ從來は正式に行政體系に位置づけられていなかった城鎮鄉レヴェルの地域社會を領域化するものでもあった。地域社會の領域化は自治區の設定において最も顯著に表現されたが、縣政における力學や人材・財政など自治區運營をめぐる現實的要請によって「固有の境界」は様々な解釋がなされた。領域化の過程で最も顕在化した城區と鄉區との間における矛盾・對立は、民國初年の地方政治における基調のひとつとなり、これらの矛盾を超えていかに地域統合を推進するかが民國期の課題として残されたのである。

註

- (1) 實體的な領域としての中國の一體性や歸屬意識を確認する契機としての地圖については、吉澤誠一郎『愛國主義の創成』岩波書店、二〇〇三年、八七一―一〇七頁、黃東蘭「清末・民國期地理教科書の空間表象——領土・疆域・國恥」『中國研究月報』五九卷三號、二〇〇五年、を參照。
清末地理教育の導入の過程によって芽生えた領土意識につ

- いては、鄒振環『晚清西方地理學在中國』上海、上海古籍出版社、二〇〇〇年、二九五―三〇二頁。
(2) 例えば、商會についていえば、縣城や一部の大鎮には商務分會が置かれ、一般の市鎮には商務分所が設置されたことは地域の實態に對應した制度化であると言える。商會、農會、教育會などによる有力者の組織化は地方自治の土臺

となったが、同時に様々な権益の境界を制度的に顕在化させることもあった。陳來幸「長江デルタにおける商會と地域社會」森時彦編『中國近代の都市と農村』京都大學人文科學研究所、二〇〇一年、所收。都市においても巡警制度や衛生制度の導入によって基層社會の領域化が進展した。吉澤誠一郎『天津の近代——清末都市における政治文化と社會統合』名古屋大學出版會、二〇〇一年、一六七—一七一頁。楊念群「民國初年北京の生死控制與空間轉換」同編『空間・記憶・社會轉型——新社會史』研究論文精選集』上海、上海人民出版社、二〇〇一年、所收。

- (3) 本稿で用いる「地域意識」とは、自らが居住し一定程度の統合性を有していた地域的位置や領域的な廣がりに対する同意識のことを指す。森正夫が指摘するように、かかる自己同意識は、近隣市鎮に対する對抗意識の中で「天下」への位置づけを希求したものであった（森正夫「清代江南デルタの鄉鎮志と地域社會」『森正夫明清史論集——第三卷「地域社會研究方法」』汲古書院、二〇〇六年、所收）。清末以降の特徴として、かかる自己同意識に加えて、近隣自治區との境界に対する認識や、自治區の權益に對する權利意識が新たに加わった點が挙げられよう。

- (4) 市古宙三『近代中國の政治と社會』東京大學出版會、一九七一年、三三一—三六〇頁。歐米の研究においては、地方エリートを経々な戰略によって地域社會に支配を及ぼす存在として捉えてゐる。Joseph W. Eschrick and Mary Backus Rankin, *Chinese Local Elites and Patterns of Domi-*

nance. Berkeley and Los Angeles, California: University of California Press, 1990. 本稿で着目したいのは、利用可能な資源の相違によるエリート層の對立である。この點において、ショッパによるエリートの類型化は示唆的である。Keith R. Schoppa, *Chinese Elites and Political Change: Zhejiang Province in the Early Twentieth Century*. Cambridge: Harvard University Press, 1982.

- (5) 黃東蘭『近代中國の地方自治と明治日本』汲古書院、二〇〇五年。

- (6) 山田賢『移住民の秩序——清代四川地域社會史研究』名古屋大學出版會、一九九五年、一八八—二一五頁。

- (7) 夫馬進『中國善會善堂史研究』同朋舍出版、一九九七年、二七一—三七五頁。

- (8) 都市と農村における自治團體の差異に着目した場合、前者においては、「街巷」「閭街」などの地緣團體が、「社會」などの祭祀團體を媒介としてつづつ、様々な都市公益を擔った點が特徴である。今堀誠二「中國封建社會の構造」日本學術振興會、一九七八年、五二—五三七頁、藤谷浩悦「清末、湖南省長沙の街巷と民衆——人のつながりと行動様式」『近きに在りて』三六號、一九九九年。また、都市の自治團體の概略については斯波義信『中國都市史』東京大學出版會、二〇〇二年、一三五—一五〇頁、を參照。江南農村部においては、市鎮を中心として設置された善舉や團練などの機關が自治的な機能を果たした。William T. Rowe, *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City*,

1796-1899. Stanford: Stanford University Press, 1984, pp.317-321.

- (9) 田中比呂志『近代中國の政治統合と地域社會——立憲・地方自治・地域エリート』研文出版、二〇一〇年、九七一―二五頁。また、田中は、清末から民國初年にかけての縣レヴェルの自治制によつて達成された自治の官治への浸食や官僚行政と地方自治との一體化（縣人治縣）といった地方自治の形態は、一九一四年の地方自治制の停止以降、省の主導による官治行政の中に位置づけられるようになったとする。同書、二五八―二六五頁。地方自治制導入による政治對立は官治／自治やエリート内部のもののみならず、民衆による自治反對運動（自治風潮）も引き起こした。黄前掲書、二九八―三〇七頁。
- (10) 稻田清一「清末江南の鎮董について——松江府・太倉州を中心として——」森正夫編『江南デルタ市鎮研究——歴史學と地理學からの接近』名古屋大學出版會、一九九二年、所收、同「清代江南における救荒と市鎮——寶山縣・嘉定縣の『廠』をめぐって——」『甲南大學紀要』文學編八六號、一九九三年、など「鎮董」に關する一連の研究を參照。
- (11) 王樹槐『中國現代化的區域研究（江蘇省）』一八六〇―一九一六（中央研究院近代史研究所專刊四八）（臺北、中央研究院近代史研究所、一九八四年）一七三―一八〇頁。
- (12) 王前掲書、一九七―二〇一頁。
- (13) これらの章程は、徐秀麗編『中國近代鄉村自治法規選編』（北京、中華書局、二〇〇四年）にも收録されている。
- (14) 黄前掲書、二一八―二五二頁。
- (15) 黄前掲書、二五三―二八二頁。
- (16) 鈴木智夫「清末無錫における教育改革の展開と地域エリート層」森正夫編『舊中國における地域社會の特質』科學研究費成果報告書、一九九四年、所收。同様の對立は、稻田清一「清末、江蘇省嘉定縣における入市地調査と區域問題」『甲南大學紀要』文學編一一三號、二〇〇一年、でも取り上げられている。
- (17) 清末民國初の城鄉對立については、佐藤仁史「清末民初の政争における地域對立の構圖——江蘇省嘉定縣におけるエリート・自治・政黨」『歴史學研究』八〇六號、二〇〇五年。
- (18) 『城鎮鄉地方自治章程』（商務印書館、一九〇九年）。以下、章程の引用は明記しない。
- (19) 夫馬前掲書、五一三―五二六頁。
- (20) 『申報』宣統元年一〇月一〇日「解決自治區域問題（蘇州）」。
- (21) 本稿で引用する『江蘇自治公報』は江蘇蘇屬地方自治籌辦處編『江蘇自治公報類編』（近代中國史料叢刊三編第五三輯）（臺北、文海出版社、一九八八年）を用いる。
- (22) 王前掲書、一九九―二〇〇頁。
- (23) 『武陽城鄉區域始末記』卷頭文。
- (24) 『武陽城鄉區域始末記』「武陽舊志負郭四鄉固有境界圖」（懷南鄉圖、懷北鄉圖、德澤鄉圖、孝仁鄉圖の順に掲載）。
- (25) 『申報』宣統元年五月一日「武陽自治公所之開幕（常

- 州)」、同、宣統元年五月一六日「派定辦理地方自治員紳(常州)」。
- (26) 『申報』宣統元年八月一八日「自治公所區域之爭議(常州)」。「十八坊廂」に言及されており、城外の坊廂における公事も城中と共に遂行にされてきた習慣であると述べられている。
- (27) 『武陽城鄉區域始末記』「武陽負郭四鄉士紳稟督撫及籌辦處各憲暨兩邑尊文」。
- (28) 『武陽城鄉區域始末記』「附籌辦處批武陽城自治公所原批」。
- (29) 『武陽城鄉區域始末記』「常州府稟請籌辦處派委沈令陳榮來常會議稟復文」。「區域標準問題四條」が『江蘇自治公報』の第一期に掲載されたところがあるが、実際には第五期である。
- (30) 『申報』宣統元年一〇月一六日「城鄉區域問題之解決(常州)」では、城外の坊廂も城區とするという城紳の主張に沿った方法で解決したという報道がなされている。
- (31) 『武陽城鄉區域始末記』「常州府稟請籌辦處派委沈令陳榮來常會議稟復文」。
- (32) 『武陽城鄉區域始末記』「再稟籌辦處文(宣統元年十月一三日投)」。
- (33) 『武陽城鄉區域始末記』「欽加同知銜署理武進縣爲照會事」。
- (34) 『武陽城鄉區域始末記』「懷南北鄉自治公所申復武邑尊文(宣統元年正月初二日投)」。
- (35) 『武陽城鄉區域始末記』「再稟籌辦處文(宣統元年十月一三日投)」に附された「武陽負郭四鄉之領圖應留爲鄉區辦理之依據節略」。
- (36) 『武陽城鄉區域始末記』「再稟籌辦處文(宣統元年十月一三日投)」に附された「武陽籌備城自治公所各紳擅畫負郭四鄉領圖爲城區之確據七條駁」。
- (37) 『武陽城鄉區域始末記』「籌辦處批」に附された「籌辦處第一次批書後」。
- (38) 『申報』における報道でも「十八坊廂」を固有の境界と見なす城紳側の見解に沿った意見が載せられている。これは情報源のあり方とも深く関わっている。『申報』宣統元年八月一八日「自治公所區域之爭議(常州)」。
- (39) 稻田前掲「清末江南の鎮重について」。
- (40) 廠董については稻田前掲「清代江南における救荒と市鎮」及び吳滔「清代嘉定寶山地區的鄉鎮賑濟與社區發展模式」『中國社會經濟史研究』一九九八年四期、を参照。
- (41) 『武陽城鄉區域始末記』「武陽負郭四鄉之領圖應留爲鄉區辦理之依據節略」。
- (42) 「喫講茶」という市鎮の茶館が有する紛争處理機能については、費孝通『江村經濟——中國農民的生活』北京、商務印書館、一九九頁、樊樹志『江南市鎮——傳統與變革』上海、復旦大學出版社、四六一—四六三頁。
- (43) 『武陽城鄉區域始末記』「武陽負郭四鄉士紳稟督撫及籌辦處各憲暨兩邑尊文」。
- (44) 城鎮鄉自治の實施によって、各種の捐や公款公産が具體

的にどのように制度化されたかについては、例えば『嘉定縣續志』卷六自治志「自治事業」に詳しい。清末新政によって生まれた新たな行政サービスは附加税に依據しており、明確な地方財政制度が確立されることがないまま實施された諸政策は社會矛盾を増幅させた。岩井茂樹『中國近世財政史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇四年、五〇二―五〇三頁。

(45) 『武陽城鄉區域始末記』「附籌辦處批武陽城自治公所原批」。

(46) 『武陽城鄉區域始末記』「籌辦處批」に附された「籌辦處第二次批書後」。

(47) 岸本美緒は鄉紳の威信の源泉を保護能力に見いだしている。岸本美緒『明清交替と江南社會』東京大學出版會、一九九九年、四七一―五三頁。

(48) 『武進縣志』（江蘇省武進縣志編纂委員會編、上海、上海人民出版社、一九八八年）第二五編「人物」、第一四編「黨派社團」。

(49) 『武進縣志』第一四編「黨派社團」。朱稚竹は清末江蘇諮議局議員に、民國初年に衆議院議員に當選している。清末の城區設定問題においては、四鄉側を支持していたことがうかがえる。『武陽城鄉區域始末記』「正月初九日府委陳壽人邀請城鄉士紳在公善堂會議區域問題議案」。また、民國二年に農會會長を務めた。『武進縣志』第二五編「人物」。

なお、四鄉紳士と城紳との協議に努めた城廂籌備公所所長惲莘耘（惲祖祁、一八四三―一九一九）や城自治公所所長

惲用康は共に商會總理を務めた有力者であった。

(50) 『武進縣志』第一四編「黨派社團」。

(51) 城鄉對立が政黨對立に發展した事例については、佐藤前掲「清末民初の政争における地域對立の構圖」参照。また、夏水は、地方自治の推進や議會制の導入により、「民紳」と總稱される下層紳士層が同盟會・國民黨へと結集し、上層紳士層との對立を先鋭化させたとする。夏水（佐藤仁史譯）『清末民初蘇州の民紳層とその活動』『史學』七六卷四號、二〇〇八年。

(52) 『武陽城鄉區域始末記』「正月初九日府委陳壽人邀請城鄉士紳在公善堂會議區域問題議案」附屬の「惲莘耘議案書後」。

(53) 『申報』宣統元年八月二十八日「錫金城區議（裘廷梁稿）」、同、宣統元年八月二十九日「錫金城區議（裘廷梁稿）（續）」、同、宣統元年九月二七日「錫金城區議下（裘廷梁）」、同、宣統元年九月二八日「錫金城區議下（續）（裘廷梁稿）」。

(54) 裘廷梁については、『無錫市志』（無錫市地方志編纂委員會編、南京、江蘇人民出版社、一九九五年）第五卷「人物」参照。地方自治に先立って、裘廷梁は無錫・金匱兩縣の一七市郷の區域設定に參與したという。

(55) 蔣士松は江蘇諮議局議員、江蘇省議會議員などを歴任した後、一九二三年から開原郷董を十數年にわたって務めた。

(56) 『申報』宣統元年八月二十九日「錫金城區議（裘廷梁稿）（續）」。

- (57) 『申報』における袁廷梁と蔣士松の論争は、錫金における實際の自治區設定に際して發生した城區紳士と郷區紳士との間の城郷對立が表出したものであった。城自治區設定の際、西門外の退字一圖を城區に編入する請願があつたことから、自治籌辦處は「衆情」に基づくもの判斷して認可した（『江蘇自治公報』第一六期「批無錫縣稟稱退字圖惠山一帶劃入城區辦理請示由」）。しかし、開原郷や郷區の立場にたつ紳士蔣士松から異議が唱えられている（『江蘇自治公報』第一九期「批無錫縣蔣士松等請派委范勸由」）。なお、城區側の利害を代表した袁廷梁は自治籌辦處の參議を務めており、自治籌辦處が「衆情」をどう判斷するかに少なからぬ影響を與えたと推測される。城紳が自治籌辦處に對して影響力を有していた點も武陽と同様の構圖を有していたといえる。『江蘇自治公報』第二一期「批無錫縣蘇順昌等聯名稟請退字圖斷歸開原郷區批縣飭遵由」。
- (58) 『申報』宣統元年八月八日「錫金等教育費私議（金匱袁廷梁稿）」、同、宣統元年八月九日「錫金等教育費私議（續）（金匱袁廷梁稿）」及び、鈴木前掲論文。
- (59) 『常熟自治文件』『常昭城議事會庚戌秋季常會速記録議決案』（ともに宣統二年油印本、南京博物院藏）。
- (60) 『常熟自治文件』『常熟昭文爲照會事』。
- (61) 『常昭城議事會庚戌秋季常會速記録議決案』一九一五年臨時會議速記録。
- (62) 『常熟自治文件』『常昭縣自治籌備公所正副所長長邵松年、徐兆璋、胡炳益呈爲區域牽混理由各執呈請批示飭縣遵章分劃以重憲政事』。
- (63) 『江蘇自治公報』第二八期「批昭文縣鄧思宇等稟請更正自治區域併呈圖說由」。
- (64) 吳涇「明清江南基層區畫的傳統與市鎮變遷——以蘇州地區爲中心的考察」『歷史研究』二〇〇六年五期。
- (65) 『江蘇自治公報』第二八期「批昭文縣鄧思宇等稟請更正自治區域並呈圖說由」。
- (66) 『常熟自治文件』『常昭縣自治籌備公所正副所長長邵松年、徐兆璋、胡炳益呈爲區域牽混理由各執呈請批示飭縣遵章分劃以重憲政事』。
- (67) 『嘉定縣續志』卷、自治志「城鄉自治」。
- (68) 黃守恒については、『嘉定鎮志』（嘉定鎮志編纂領導小組編、上海、上海人民出版社、一九九四年）卷三〇「人物」、黃守孚については『上海市嘉定縣志』（上海市嘉定縣縣志編纂委員會編、上海、上海人民出版社、一九九二年）卷三五「傳略」を參照。
- (69) 黃守恒『謀邑編』五卷、一九一六年鉛印本。上海圖書館古籍部藏。
- (70) 稻田前掲「清末、江蘇省嘉定縣における入市地調査と區域問題」、吳涇「清至民初嘉定寶山地區分廠傳統之轉變——從賑濟飢荒到鄉鎮自治」『清史研究』二〇〇四年二期。
- (71) 『謀邑編』卷五「西門郷籌備自治進行記（庚戌正月）」。
- (72) 佐藤前掲「清末民初の政争における地域對立の構圖」。
- (73) 『江蘇自治公報』第二六二期「詳撫憲各屬壤地斗之自治區域應否與否插花者同一劃清請交議示遵文」。

- (74) 民國『上海縣志』卷一「疆域」。
- (75) 『寶山縣續志』卷一、輿地志「沿革」。
『江蘇自治公報』第六四期「批寶山縣詳復長興沙獨立自治辦法繪具各沙區圖呈請核示由」。
- (76) 稻田前掲「清末、江蘇省嘉定縣における入市地調査と區域問題」、吳前掲「清至民初嘉定寶山地區分廠傳統之轉變」。
- (77) 『望仙橋鄉志續稿』疆域志一「名稱」。
- (78) 『望仙橋鄉志續稿』建置志第二「自治紀略」。
- (79) 『錢門塘鄉志』卷一、鄉域志「名稱」。
- (80) 『錢門塘鄉志』卷末「附記」。
- (81) 黃天白「新嘉定大事記」一九二四年鉛印本「中華民國三年三月の條」。
- (82) 『錢門塘鄉志』卷五、自治志「自治經費」。
- (83) 『望仙橋鄉志續稿』建置志第二「公益捐」からも同様の意識が読み取れる。
- (84) 『望仙橋鄉志續稿』賦役志第三、「錢門塘鄉志」卷二、水利志「條論」。
- (85) 『謀邑編』卷五「西門鄉籌備自治進行記（庚戌正月）」。
- (86) 『謀邑編』卷三「呈知縣姚復陳鄉自治各區未便合併情形文（辛亥正月）」。
- (87) 元和、吳江、青浦の三縣に屬していた周莊鎮もこの類型の顯著な事例である。鎮街區の八割が所屬する元和縣側の紳士によって一つの自治區とすることが提議されたが、吳江縣の紳士は「固有の習慣」を根據に縣毎に設置すること、を主張したため、結局吳江縣側の主張が通ることとなった。
- 自治に先立ち、巡警の管轄區域は周莊鎮全體を含む範圍で設定されており、また公款公產も分割されていなかった。吳江縣側が分治を主張した背景には大多數を占める元和縣に主導權を握られることを恐れたことがあると推測される。
- 『江蘇自治公報』第三十七期「批元和縣詳周莊紳質問江邑主分四則由」。
- (88) 『章練小志』卷一「區域沿革」。
- (89) 『署吳江縣令周燾爲申報各區戶口總數事致江蘇巡警道暨蘇州府呈稿』吳江縣檔案館編「宣統二年吳江縣戶籍人口調查檔案選」（一九八三年一月吳江縣檔案館抄本）。
- (90) 『章練小志』卷一區域沿革、鄒銓「上蘇省地方自治籌辦處條陳請將章練塘鎮之元江二邑歸併青浦事」。鄒銓（一八八七—一九一三）は黎里自治學社に學び、柳亞子と同學であった。
- (91) 『章練小志』卷一「區域沿革」。
- (92) 『章練小志』卷一區域沿革、鄒銓「上蘇省地方自治籌辦處條陳請將章練塘鎮之元江二邑歸併青浦事」。
- (93) 在地知識人の文明觀については、佐藤仁史「清末民初の在地知識人における文明と郷土」「中國——社會と文化」二一號、二〇〇六年。當時の文明觀に多大な影響を及ぼした梁啓超の社會進化論については、石川禎浩「梁啓超と文明の視座」狹間直樹編『共同研究 梁啓超——西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房、一九九九年、所收、及び、佐藤慎一『近代中國の知識人と文明』東京大學出版會、一九九六年、一二二—一二三頁、參照。

(94) 市鎮在住の知識人が有するかかる地域社會觀については、森前掲「清代江南デルタの郷鎮志と地域社會」でも指摘されている。

THE PROBLEM OF LOCAL SELF-GOVERNMENT AND THE ESTABLISHMENT OF THE SELF-GOVERNING REGIONS IN THE LATE QING, FOCUSING ON THE JURISDICTION OF SUNAN AREA

SATO Yoshifumi

This article focuses on local level of society, i.e. the levels of city 城, town 鎮, and district 鄉, and analyzes it in terms of the reality of emergent local conflicts brought about by the designation of local jurisdictional boundaries caused by the implementation and advance of local self-government and the regional consciousness that was produced by demarcation of regional jurisdictions.

First, I examine the special characteristics contained in the statutes that were the basis of the system of local self-government from the point of view of the relationship between self-governing jurisdictions of cities and districts. I indicate that the principle in the Law for Local Autonomy 城鎮鄉地方自治章程 for how boundaries were to be drawn between local self-governing jurisdictions was only stipulated in a rudimentary fashion and point out how the “traditional boundaries” that were to serve as the basis of their establishment were extremely vague, and that one cause that gave rise to later disputes was the question of which customs would be called upon to support varying interpretations.

Second, I chiefly examine the case of Wuyang 武陽 in regard to the conflict between city and district over the establishment of city boundaries. At the time of the establishment self-governing urban areas, disputes arose over how the surrounding towns or outskirts (廂) should be treated between the city who wished to incorporate them and the district that desperately hoped to keep them within its own jurisdiction. At that time, the two sides remained far apart because each side presented its own “traditional boundaries,” and what surfaced was a conflict whose form pitted the urban citizenry who attempted to employ the superiority of the city in the provincial government on one side against the local gentry who expressed local regional interests on the other.

The third object of examination is the problem of the establishment of district jurisdictions and the regional consciousness that lay behind the problem. The great majority of self-governing districts were regarded as having “traditional boundaries” by the populace, and they coincided with the boundaries of regional public affairs that had been conducted prior to the establishment of self-governing local

jurisdictions. However, one can see that there were also efforts to go beyond these “traditional boundaries” and consolidate jurisdictions; the intention being to secure human and material resources to support the development of self-governance through the establishing of appropriate boundaries. From this point of view, one can also see the danger was not being able to harness the latent power inherent in regional society due to the inability to correctly locate it within the administrative system.

The most prominent conflicts and contradictions between urban and district jurisdictions that had been born out of the process of the demarcation of local jurisdictions in regional society were a keynote of regional government policy in the first year of the republic, and how these contradictions were to be overcome remained as a task during the Republican period as the government sought to promote regional integration.